銀河連邦サンリクオオフナト共和国ＰＲキャラクター「おおふなトン」使用要領

（目的）

第１条　この要領は、銀河連邦サンリクオオフナト共和国ＰＲキャラクター「おおふなトン」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用申請等）

第２条　キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ銀河連邦サンリクオオフナト共和国ＰＲキャラクター「おおふなトン」使用承認申請書（様式第１号。以下「使用承認申請書」という。）を大船渡市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体が使用するとき。

(2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(3) 機関紙及び地方広報誌への掲載等であって、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めたとき。

(4) 大船渡市（以下「市」という。）又は大船渡市教育委員会の後援又は共催の承諾を受けた事業で用いるとき。

(5) 大船渡市観光物産協会その他これに類する団体等が観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図る目的で使用するとき。

(6) 市長が承認した商品に係る広告及び宣伝に使用するとき。

(7) その他市長が特に必要と認めたとき。

（使用承認審査）

第３条　市長は、前条の使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の承認の可否を決定するものとする。

２　キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の承認をしないものとする。

(1) 市の信用又は品位を害するおそれがあるとき。

(2) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用するおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与えるおそれがあるとき。

(5) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。

(6) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適当でないと認めるとき。

(7) その他市長が使用を適当でないと認めるとき。

（使用承認等）

第４条　市長は、前条の審査により使用を承認するときは、銀河連邦サンリクオオフナト共和国ＰＲキャラクター「おおふなトン」使用承認通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付すことができる。

２　市長は、前条の審査により使用を承認しないときは、銀河連邦サンリクオオフナト共和国ＰＲキャラクター「おおふなトン」使用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（使用承認期間等）

第５条　使用を承認する期間は、承認の日から同日の属する年度の翌年度の末日までを限度とする。

２　前項の期間の終了後、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、あらためて第２条の承認を受けなければならない。

（使用料）

第６条　キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第７条　キャラクターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認を受けた申請事項にのみ使用し、承認の際に市長が付した使用条件に従うこと。

(2) キャラクターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）に関し、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他各種法令を遵守すること。

(4) デザインの改変等キャラクターを応用した使用をしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(5) キャラクターの下部等適切な位置に「銀河連邦サンリクオオフナト共和国ＰＲキャラクターおおふなトン」(空白部の不足その他付記が困難な場合にあっては、「大船渡市ＰＲキャラクターおおふなトン」又は「©大船渡市」)を付記すること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(6) 使用物件の完成後速やかに当該使用物件を市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、使用物件の写真の提出をもって代えることができる。

(7) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（承認内容の変更）

第８条　使用者は、申請した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、銀河連邦サンリクオオフナト共和国ＰＲキャラクター「おおふなトン」使用変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、変更を承認するときは銀河連邦サンリクオオフナト共和国ＰＲキャラクター「おおふなトン」使用変更承認通知書（様式第５号）により、変更を承認しないときは銀河連邦サンリクオオフナト共和国ＰＲキャラクター「おおふなトン」使用変更不承認通知書（様式第６号）により使用者に通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第９条　市長は､使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に銀河連邦サンリクオオフナト共和国ＰＲキャラクター「おおふなトン」使用承認取消通知書（様式第７号。以下「使用承認取消通知書」という。）により通知するものとする。

３　第１項の規定により使用の承認を取り消された使用者は、使用承認取消通知書による通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

４　市長は、第１項の規定により使用の承認を取り消したときは、当該使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第10条　市は、前条の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消したことによって生じる使用者の不利益及び損害については、その責めを負わない。

２　市は、キャラクターの使用によって生じる使用者と第三者との紛争の責任を負わない。

（その他）

第11条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成25年２月21日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和３年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行期日前に使用承認を受けたものについては、なお従前の例による。